

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年11月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等		
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	新座市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1		
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障がい者		
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年11月16日		
8. 保護評価の実施の有無	1. 有		▼
9. 評価書番号	22		
10. 保護評価書の名称	新座市 重度心身障がい者医療費支給に関する事務 基礎項目評価書		
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&KK_name=%E6%96%B0%E5%BA%A7%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%RA%AR%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%8		
12. 委任関係	▼		

執行機関名 新座市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新座市個人番号の利用に関する条例別表第一第三の項 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障がい者)が負担する医療費の全部又は一部(以下「医療費」という。)を支給することにより、(重度心身障がい者)の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)